

LPG NEWS えっとぶり

発行 一般社団法人
徳島県エルピーガス協会
〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209-5
徳島健康科学総合センター4階
代表 TEL: 088-665-7705
FAX: 088-665-6905
URL <http://www.tokushimalpg.or.jp>



徳島県 高圧ガス保安大会

令和4年10月28日(金)
徳島グランヴィリオホテル

高圧ガス保安活動促進週間(令和4年10月23日~29日)全国一斉に実施)における行事として、徳島県と徳島県高圧ガス地域防災協議会の主催で、高圧ガス保安協会の後援による「徳島県高圧ガス保安大会」が開催されました。同大会において、永年に亘り保安等に顕著な功績のあった左記の皆様が表彰されました。

知事表彰

■保安功労者

石川 速 (株)石川鋳油
坪井 幸人 (株)スタン
河野 隆文 鳴門ガス(株)

(一社)徳島県エルピーガス協会長表彰

■保安功労者

新森 直樹 四国ガス燃料(株)
徳島営業所
三木 伸一 (株)みき
筒井 克彦 筒井燃料(有)

■優良従業員

浅田 和義 (有)大丸プロパン
中津 裕子 宮崎商事(株)本社
家谷 真理 宮崎商事(株)牟岐工場
河野 浩二 宮崎商事(株)阿波工場
日々 智宏 鳴門ガス(株)
深見 公一 麻植郡農業協同組合
中井三知子 徳島シテイガス(株)
岸 孝幸 川原プロパン(有)
東山由香理 宮崎商事(株)那賀販売所



第3回 理事会

9月15日(木)に徳島グランヴィリオホテルにおいて、第3回理事会が開催されました。

議案
該当なし
※定款等の規定に基づき理事会決議を要する事項で、議案等として提出する案件は、今回該当がないこと。
報告・協議事項
(1) 執行理事による職務執行状況の報告
(2) 災害に強いLPGガス常設化推進に係る活動報告
(3) その他



『とくしま防災フェスタ2022』に参加

10月22日(土)、北島町の徳島県立防災センターにて実施された「とくしま防災フェスタ2022」に、当協会の保安部会員と青年部会員で参加しました。

コロナ禍により中止が続いておりましたが2019年以来3年ぶりの開催となり、当日は天気にも恵まれたこともあり、たくさんの親子連れの方が来場されました。

青年部会は子供たちを対象とした火おこし体験を実施しました。部会員の中には初めて火おこし体験に参加し、慣れない対応で緊張することもありましたが、62名の子供達に火おこしを体験してもらうことができました。

来年度以降も青年部会活動として、継続した実施を目指していきます。
青年部会長 塚本 慶太郎





経営講習会を開催

令和4年10月6日、徳島県立中央テクノスクールろうきんホールにて恒例の経営講習会を次のとおり開催し、39名が受講されました。

《前半の部(13:35~14:35)》

【演題】「個人情報の保護とLPガス業界について」

【講師】(一財)日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク推進センター 副センター長 金子 剛哲
(一財)日本エルピーガス機器検査協会 ISO審査センター長 角野 慎治

【要旨】

- ① 2003年の個人情報保護成立(2005年全面施行)から最近の改正として2015年・2020年・2021年に3回法改正され、改正法のポイントを説明。1.事業者が公表しなければならない事項として、安全管理の為に講じた措置を公表する。2.漏洩等の報告および本人への通知については、1,000人分を超える漏洩が起きた場合には個人情報保護委員会へ期限内に速報及び確報を提出する。3.開示・利用停止等への対応については、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合が追加されたとの説明があった。
- ② 事業者が守るべき基本ルールとして1.利用目的はあらかじめ公表しておくか、取得する際に速やかに本人に通知又は公表する。2.漏洩等が発生した場合は、個人情報委員会への報告[発覚してから3~5日以内に速報・発覚してから30日以内に確報を提出]、本人へ通知する。3.個人データの第三者提供は原則としてあらかじめ本人から同意を得る。4.本人から開示等の請求があった場合は対応すること。
- ③ 個人情報の漏洩が起きてしまうと信用の失墜・信頼回復のための経済的損失・経営に関わる大ダメージになることから、再度個人情報の事故が起きやすい環境になっていないかを確認すること。また事故への備えとして保険制度(サイバーオプション)の活用、且つ社会的信用の獲得且つ社内体制の強化としてプライバシーマーク取得の検討も必要になってきている。

《後半の部(14:40~15:40)》

【演題】「顧客生産価値を高めるためのご提案」

【講師】リンナイ(株) 四国支店徳島営業所 所長 大東 誠

【要旨】

~持続的なガスファンをつくろう~というコンセプトのもと、注目の新商品ということで次の4品目の性能やPRポイントについて詳しい説明があった。

- ① 無水調理鍋「Leggiero」
無水調理のメリットとして食材の水分だけで作ることで栄養を逃さず、素材本来の旨味がギュッと凝縮された調理ができる。なにより軽くてお手入れが簡単であることも魅力であるとの説明で調理の事例も紹介された。
- ② 衣類乾燥機「乾太くん」
乾太くんの販売推移は近年右肩上がりではあるが世帯普及率はまだ約1.6%と低く、今後の人口推移からも30~40代にニーズの高い商品であり今後積極的なアプローチが必要。モニター設置企画についての説明があった。
- ③ マイクロバブルバスユニット・ウルトラファインバブル給湯器
マイクロバブルバスユニットで得られる「リラックス効果」と「うるおい効果」で生活に上質感を求めるユーザーから高評価を得られており、自宅のお風呂時間をより特別にするためのワンランク上の商材として紹介された。ウルトラファインバブル給湯器では、洗浄性の試験[排水口汚れ]比較表で水廻りの汚れや水垢が付きにくくなり、掃除の負担が軽減されるとの説明があった。
- ④ カラー液晶リモコン
浴室リモコンにBluetooth機能を搭載し音楽再生機能・スマホ音声アシスタント連携機能でスマートフォンとワイヤレスで接続し、新しいお風呂体験(音楽を聴く・友達と電話等)ができるのは今後需要が高まると紹介された。

経済部会では、今後ともLPガス事業者をサポートする情報収集に努め、お客様に快適で便利な提案ができるような経営講習会を開催していきたいと考えております。

経済部会長 河野 隆文



「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任が義務付けられています。

この度、令和4年10月1日より、安全運転管理者の業務の拡充等によりアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行うこと及びその内容を記録して1年間保存すること並びにアルコール検知器を常時有効に保持することが義務付けられる予定でしたが、アルコール検知器の供給不足により、当分の間アルコール検知器の使用については適用しないこととなりました。

【改正概要】

- ・ 運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること
- ・ アルコール検知器を用いて確認を行うこと(当分の間延期)
- ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること(当分の間延期)



【警察庁ホームページ】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html>

安全運転管理者制度の概要

1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。
※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算
 ※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等

<欠格事項>

- 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者
- 次の違反行為をして2年経過していない者
 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、教護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反
- 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者
 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反

4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存
- 運転日誌の備え付けと記録
- 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければなりません。**
 届出に関する御質問については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署にお問い合わせください。**

徳島県
総合防災訓練に参加
 9月1日(木)、西部健康防災公園で実施された徳島県総合防災訓練に保安部会5名と事務局2名が参加しました。
 当日は、デンヨー株式会社に協力していただき、徳島県エルピーガス協会のブースでデンヨー製の非常用LPガス発電機などの展示を行いました。



令和4年度 通報訓練実施結果

【実施日時】 令和4年8月23日(火)、24日(水)、25日(木) 11:00～
 【訓練対象者】 全会員
 【訓練結果】

地区	販売店数	1日目 返信会員数	2日目 返信会員数	合計 返信会員数	今回 返信率	昨年 返信率
徳島	46	42	1	43	93.5%	85.1%
小松島・勝浦	17	13	0	13	76.5%	82.4%
阿南	25	22	0	22	88.0%	88.0%
海部・那賀	27	23	1	24	88.9%	92.6%
鳴門	19	19	0	19	100.0%	100.0%
板野	21	20	1	21	100.0%	100.0%
名西	14	14	0	14	100.0%	100.0%
吉野川	16	14	0	14	87.5%	100.0%
阿波	14	12	0	12	85.7%	93.3%
美馬	34	31	1	32	94.1%	100.0%
三好	25	18	0	18	72.0%	84.0%
	258	228	4	232	89.9%	92.4%



『学校体育館へのGHP導入説明会』を開催

昨年7月、「快適避難所空調設置モデル事業」として、県立鳴門渦潮高校体育館にLPガス仕様GHPが導入されたことを契機として、県下市町村でも学校体育館への空調設置に対する関心が高まっております。

このような状況のもと、鳴門市からの要請に基づき、メーカー同伴の標記説明会を次のとおり開催しました。

【日時】 令和4年8月18日(木) 14時～15時

【場所】 鳴門市「共済会館」

【出席者】 役職員：泉市長など防災部署の幹部職員、担当職員 18名
 市議会：市議員など 9名

【説明者】 中岸雅夫委員長、高瀬専務、井上主務(メーカー担当者)

【反応等】 泉市長が強い関心を示し、積極的に取り組んでいきたい旨の発言があるなど大変有意義であったこと。

メーカー同伴によるこのような説明会は、要望があればいつでも開催できますので、各市町村への周知等よろしくお願ひします。



1 1 月	2日	全L協青年部代表者会議	Web会議	13:30～
	4日	四国地方LPガス懇談会	Web会議	13:30～
	8日	第7地域連絡協議会訓練	協会	9:00～
	13日	国家試験	建設センター	9:30～
	18日	四国地方高圧ガス保安大会	高松市	13:30～
	29日	全L協需要開発委員会	Web会議	15:00～
1 2 月	4日	設備士技能検定	中央テクノスクール	9:00～
	7日	設備士再講習	JA会館	9:00～
	14日	お客様相談所研修会	東京	13:00～
	16日	専務理事・事務局長会議	Web会議	13:30～
	20日	お客様相談所研修会	東京	13:00～

お客様相談所委員会を開催しました

今年度第1回目のお客様相談所委員会を、10月17日(月)にホテルグランドパレス徳島で開催しました。

4月1日から10月14日までの相談案件7件(LPガスの価格1件、設備関係3件、保安関係2件、その他1件)について、公正適切かつ円滑に対処することができたかどうか個別に審議をお願いした結果、いずれも適正であるとの評価を頂きました。

